

# 高校でのラグビー授業中の事故と 教師の責任

## 「モールでの頸椎捻挫事故」

(福岡高裁、平成9年7月15日判決 損害賠償請求事件、判時1628号39頁)

県立高校において正課の授業としてラグビーのモールを練習中、ボールを持った生徒の上に多数の生徒が覆い被さったため頸椎捻挫の傷害を負う事故が発生した。

一審判決は、この事故は防ぐことができたとして、指導にあっていた教師の過失を肯定して県に損害賠償を命じたが、本件判決は、教師の過失を否定して、一審判決を破棄した。

### 1. 事件はどのようにして起こったのか

県立高校2年5組と6組の男子生徒合計49名が、体育の正課の授業としてラグビーの練習を行った初日に事故は起こった。A教諭は、3時限に準備体操後パス練習を行い、4時限には、スクラムの練習の後、モールの練習を行った。モールとは、ボールを持って前進する際、相手方選手がボールを奪いに来て接触する状態に至ったら、これを奪われないように反転した上、相手方から押されないように、味方選手に両側から支えてもらいながら、味方選手にボールを渡す技能である。

モール練習は以下の順序で行われた。①モールの説明。②乱暴なプレーに及ぶなどしてモールをつぶすことがないようにとの注意。③生徒各2人組でモールの型を3回ほど練習。④敵味方各3人でモールの型を形成させて見本を示しながら組み方の説明。⑤最後に、5、6人を一つのグループとしてのモール練習。この最後の段階での練習で事故が起こった。

5、6人を一つのグループとする練習は次のように行われた。A教諭は、5組の生徒16名を1つの班に、6組の生徒33名を3つの班に分けて、各班毎に体育館の4隅で練習を行わせた。A教諭は各班の半数ずつ(但し、5組は、5～6人ずつ3つのグループ)が敵、味方に分かれてグループを形成し、各グループ同士が間隔をあけてほぼ平行に1列に並び、列と列の間にボールを置き、このボールを先取したグループはモールを形成して、味方同士でボールを手渡しつつ最後尾まで繋ぎ、敵方は、ボールを先取したグループに押し戻されないよう踏ん張ってこれを阻止するというものであった。ボールをどちらのグループが先に取るかは、各班の生徒の話し合いに任せていた。B

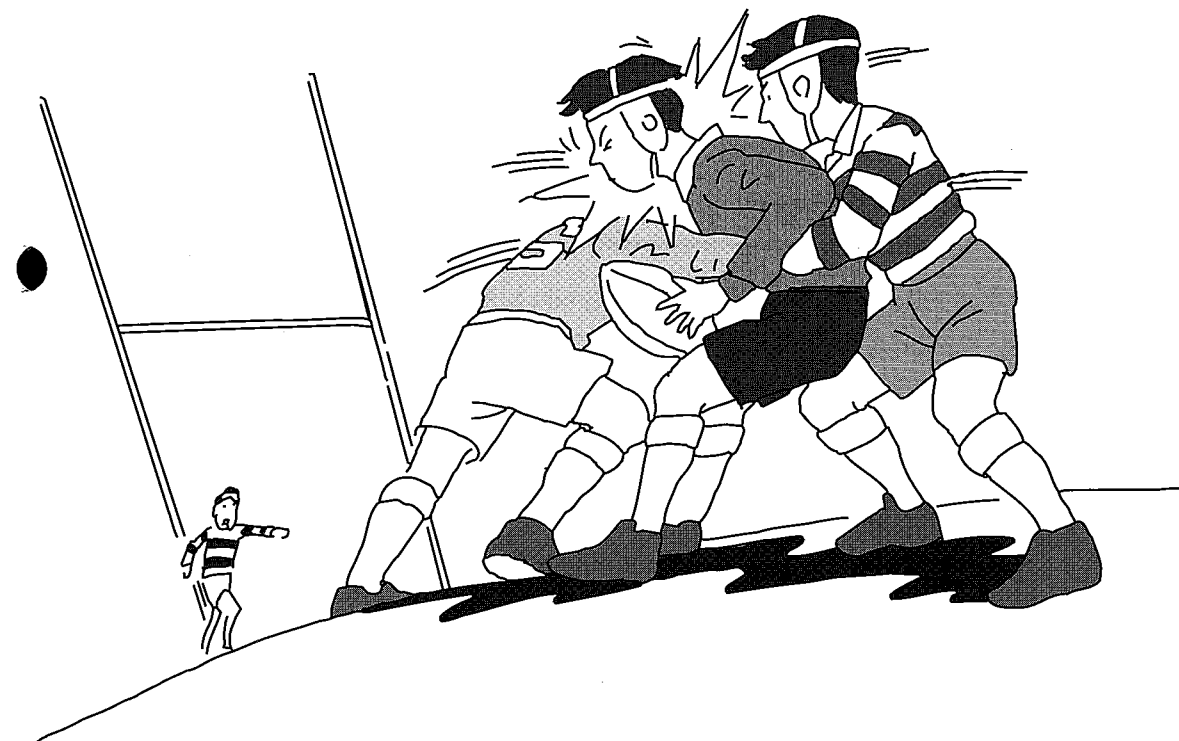
生徒らの班では、取る順番は決めていなかった。

4つの班がモールの練習を開始したころ、A教諭は、各班を見回ったりして各班の全体に注意を向けて監督していたが、1つの班(B生徒らの班でない)のモールが押し合いながら移動して崩れそうになったのを見てその班のところに駆けつけ、再度モールの作り方を指導し、その後は、その班付近で同班の指導に注意を注いでいた。

B生徒らの班でも、ボールをはさんで2つのグループが向かい合い、合図を受けて双方から1人ずつがボールを取りに行き、ボールを取った者が反転して、背後からカバーして来た相手方を後ろ向きに押すとともに、双方のグループのメンバーが、ボールを持った者を中心に組み合せて押し合せて、モールの練習をしていた。B生徒がボールを取った際、相手方の生徒が多数覆い被さったため頸椎捻挫の傷害を負った。

### 2. 裁判所はどのように判断したのか

一審判決(佐賀地裁、平成8年3月29日判決、判時1628号43頁)は、B生徒の請求を認め、損害に対する心因的要素、原告の過失などを考慮し、県に対し、B生徒の損害のうち4割の支払いを命じたが、本件判決(控訴審判決)は、A教諭の過失を否定し、



請求を全部棄却した。

本件判決の責任に関する判断は以下のとおりである。

「ラグビー競技は一連の攻撃、防御の動作で参加者が互いに相手と激しく接触したり衝突することがあり、それに付随して諸種の身体事故が発生することが予見され、本質的に一定の危険を内包しているものである。この内在的な危険性は、ラグビー競技の一部であるモールの練習においても、人と人との接触するゲームである以上、避けることができないものである。したがって、これを学校教育の授業として行う場合、体育担当の教諭としては、①右の危険を生徒に理解させるため事前に基本的な注意事項を十分に説明し、また、②身体的事故を発生させないように、生徒に基礎的技能から段階的に高度な技能の習得へと練習させ、さらに、③練習にあたっては指導・監視ができる状況の下に自らを置き、生徒に身体的事故が起こらないように十分に監督する義務を負担しているものというべきである。」と指導教諭の義務を確定した上で、「A教諭は、実技に先立って、生徒に理解できる程度に、一般的な危険性や乱暴なプレーをしないよう注意し、以下順次準備運動から個人的技能、集団的技能へと説明し、練習をさせつつ、段階を踏んで指導を進めており、その間自らも実技を行って手本を示し、また生徒にもやらせてみながら授業を進行させていたものである」として「A教諭に右①及び②につき注意義務違反の点は認められない」と判示した。

また、「当時、A教諭において直ちにモールの練習を中止しなければならない注意義務を基礎づける危険な状態があったことは認められず、さらにその点や右モールの練習の目的や危険度を考慮すると、右監視のやり方ないし程度が妥当を欠く不十分な措置であるとは言い難い」として「A教諭に前記③の注意義務違反の点も認められない」と判示した。

### 3. 本判決の解説と問題の整理

ラグビーに関しては、判例集に掲載された事故だけでも11件あり、1件が中学校、10件が高校での事故である。8件がクラブ活動中に、3件が授業中に生じている。2件が熱中症、9件が何らかの接触による事故であり、態様は、モールが2件、タックルが2件、スクラムが3件、その他2件となっている。事故に結びつく要因としては、技量体格の差(高校生と社会人との試合における事故)や技量の未熟(授業における未経験者の事故)などが指摘できる。

ラグビーは、重大な事故を生じる恐れのあるスポーツであり、授業としてラグビーを行う場合には、指導担当教諭は、①危険があること、かつ、その危険の内容と回避方法を教え、生徒自らが危険を回避できるようにし、②生徒が知識として理解することとどまらず、実際に危険が回避できるように、段階的な指導を行い、③危険が現実化する恐れが生じた場合には、直ちにこれを回避するために、監視を行い、必要な指導

を行う、義務がある。本件においては、一審、控訴審共にこれら3点の義務違反の有無を判断しており、共に①、②の義務違反は否定した。

一審と控訴審とで判断が分かれたのは③の義務を怠ったか否かの点である。得点を争う練習方法であったか否か、どちらのグループがボールをとるか決めていなかったことによる危険の程度などの事実認定の差から結論が異なっているが、義務の内容自体は同一の判断をしている。

本件は、限られた教育条件下の中で、指導教諭として努力していると判断できる事案ではあるが、ラグビーの経験のない生徒を対象に、わずか2時限で、パス、スクラム、モールについて段階的指導を尽くすというのは至難の業であり、この程度の段階的指導では、モールが崩れて危険な状態になることを有効に防止できるのか(現実には、一つの班ではモールが崩れそうになりA教諭が個別の指導を行っている)について慎重な検討が必要である。